

【県教育委員会の取組み】

不審者の侵入等による犯罪被害防止の観点から、学校・家庭・地域での連携した取組みの推進を図るため、県教育委員会としても、それぞれの取組みを支援していく立場から、次のような対応、取組みをしていきます。市町村教育委員会においては、こうした県の取組みとの連携を図っていただきたいと思いますと考えております。

1 緊急時（事故発生時）の対応

万一不審者が侵入し、被害が発生したような場合や、学校に対する脅迫があった場合などは、必要に応じて学校事故等緊急支援チームを派遣し、緊急対応について支援します。さらに、県警察本部と連携する必要がある場合には、連絡調整等の支援をします。

事故発生後に児童・生徒の心のケアが必要な場合は、臨床心理士等を必要数派遣して対応するとともに、医療機関・相談機関等との連絡調整等の支援をしていきます。

2 今後の取組み

県PTA連合会などの関係団体との連携を図り、各地域における連携・協力が円滑に進むよう支援していきます。

警察・教育委員会等連絡会議等の場において、県警察本部に対し、各署における学校・警察連絡協議会等、学校との行動連携について協力を依頼し、緊急時のみならず、日常的な取組みの連携・協力の推進を図っていきます。

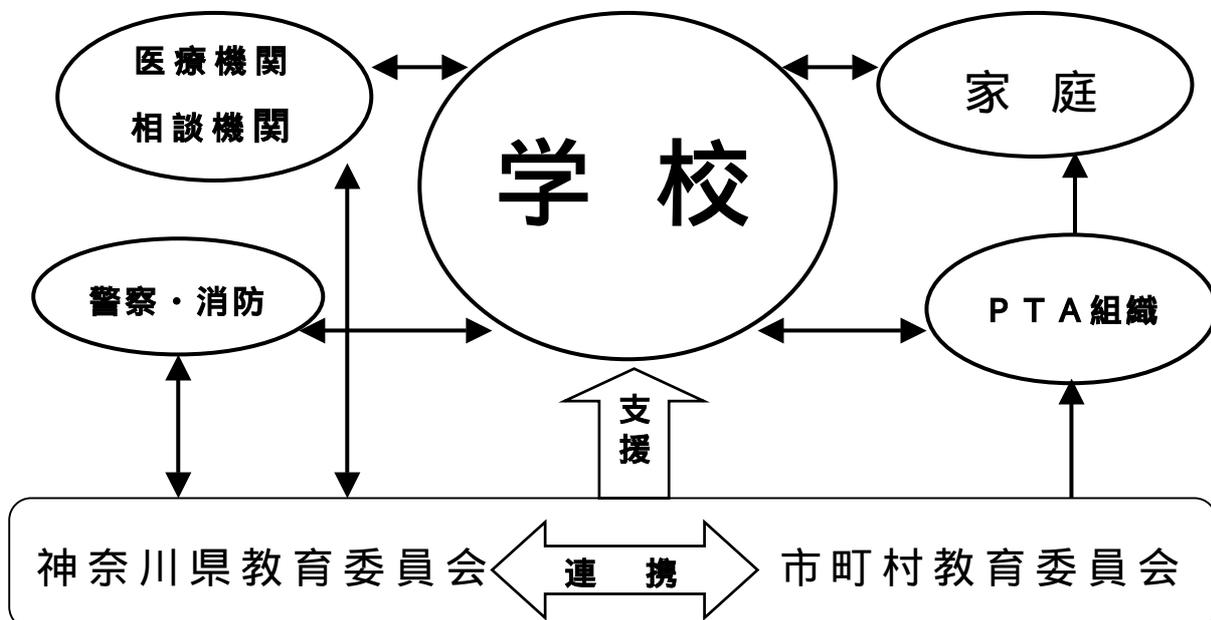
緊急時における連絡体制づくりの一環として、各消防本部にも火災報知器の使用や緊急対応について理解・協力を依頼します。

「防犯教室講習会」など、学校安全に関する研修の充実や「防犯教育充実のために（教師用）」の活用を図ります。

各学校や市町村教育委員会へのマニュアルの改善や防犯に関する指導・助言の充実に努めます。

市町村防犯・安全対策主管担当者会議などで情報交換、課題協議等を行い、啓発に努めます。

ボランティアの協力によるスクールガードの導入について検討を進めます。



対応事例

児童同士の暴力により重傷を負った場合

想定事例：休憩時間、児童等同士がけんかをし、興奮した児童等が相手を切り出しナイフで斬りつけ、重傷を負った。

